

2020年5月22日

坂戸ガス株式会社

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

坂戸ガス株式会社は3月23日、5月7日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置について公表しておりますが、経済産業省からの料金支払い期限等に関する特別措置についての追加要請ならびに緊急事態宣言の延長等を踏まえ、以下のとおりさらなる追加対応を実施いたします。

記

1. 適用対象

当社と電気の契約をしており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※1}の貸付を受けようとするお客さま、および休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま。

※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容

- (1) 令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分の料金の支払期限日を原則として3カ月延長いたします。
- (2) 令和2年4月検針分、5月検針分の料金の支払期限日を原則として2カ月延長いたします。
- (2) 令和2年6月検針分の料金の支払期限日を原則として1カ月延長いたします。

※支払期限：低圧電力は支払義務発生日の翌日から起算して60日目をいいます。ただし支払期限日が日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月30日の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日とします。

高圧電力に関しては別途お問合せください。

なお上記特別措置の実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等によって、随時見直しを検討する予定です。

3. 特別措置の申込先

坂戸ガス株式会社 営業サービス部料金グループ

{電話} 0120-35-2025 (フリーダイヤル)

049-284-9000 (代表)

{受付時間} 平日 8:30~17:15

以上